

愛媛県大規模小売店舗立地審議会 議事録

1 日 時：令和7年11月28日（金） 10:00～11:10

2 場 所：二番町ホール

3 出席委員：有光委員・倉内委員・竹下委員・谷本委員・東渕委員・東委員・福嶋委員・八束委員（8名）

※有光委員・竹下委員は、愛媛県大規模小売店舗立地審議会運営要綱第6条第2項によるみなし出席

○開 会

[事務局]

ただいまから、愛媛県大規模小売店舗立地審議会を開会いたします。

当審議会は、8名の委員で構成されておりまして、定足数は過半数の5名でございます。

本日出席の委員は6名、愛媛県大規模小売店舗立地審議会運営要綱第6条第2項の規定に基づき、書面による意見により出席とみなされる委員2名、合計8名の出席と認められるので、愛媛県大規模小売店舗立地審議会規程第4条第2項に基づき、本審議会は有効に成立しております。

なお、参考人招致については、今回の審議案件でございます「ドラッグコスモス波止浜店」及び「スーパーセンタートライアル松山空港通り店」の設置者に要請いたしまして、本日、ご出席いただいております。

それでは、議事に入りたいと思いますが、まず始めに、東渕会長よりご挨拶いただき、その後、議事を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

－東渕会長あいさつ－

[東渕会長]

それでは、議事（審議案件）に移りたいと思います。

本日の会議の議事録署名人は、東委員にお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

なお、本審議会の結果につきましては、会議終了後、会議の内容等を記載した書面を作成し、県庁において一般の閲覧に供します。

まず、お手元の資料にありますように、「ドラッグコスモス波止浜店」の新設届出について審議します。

参考人の入室をお願いします。

－参考人入室－

[東渕会長]

では、事務局に説明を求めます。

[事務局]

－資料1～6ページの主な内容について説明－

○ 駐車場の収容台数、荷さばき及び廃棄物関係について、指針の基準値を満たしている。

駐輪場の収容台数については、指針の参考値を下回るものの、既存類似店舗の実績から算出した必要台数 7 台を充足している。

- オープン時や繁忙時には、状況に応じて駐車場出入口等に交通整理員を配置する。
- 騒音については 4 地点で予測・評価を実施。

等価騒音レベルについては、昼間・夜間ともに全ての予測地点で環境基準値以下となった。

夜間の騒音発生源ごとの最大値については、A' 2F、B' 2F、C' 地点で、来客車両走行音により規制基準値を超過した。そのため、基準値を超える音源について実測値を用いて再予測を行ったところ、いずれの地点も基準値以下となった。

以上、設置者の対応状況を検討したところ、届出事項の内容は指針等を満たしており、現時点で考えられる合理的な範囲内で騒音及び交通安全等に対する必要な対策は講じていると認められる。また、一般住民等及び今治市からの法に基づく意見はないことから、事務局としては、設置者に対し、法に基づく「県の意見はなし」と回答したいと考えている。

なお、本日欠席の有光委員、竹下委員から、「特に意見はない」との回答をいただいている。

[東渕会長]

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問はありませんか。

[倉内委員]

図面③に記載の道路において、国道 317 号線から県道 15 号大西波止浜港線へ左折する車両は少ないのでしょうか。

[参考人]

左折専用レーンが設置されており、他の交差点より左折車両が多い現状にあります。

[倉内委員]

歩道が広く、出入口から距離があるうえ、ゼブラ帯も設置されており、特に右折退店時にスピードが出やすい構造となっているため、重大事故につながりやすい構造となっています。右折出庫の際には危険な事象が発生していないか、注視していただければと思います。

[八束委員]

廃棄物保管施設について、海の横に配置されており、比較的強い風が吹きやすいと思います。ドアの開閉時などに廃棄物が飛散しないような対策は講じられていますでしょうか。

[参考人]

廃棄物保管施設は建物内に設置しており、屋内で扉を開閉し、収集車まで運搬します。

[八束委員]

風で飛散することがないよう留意いただければと思います。

[谷本委員]

店舗南西側に住宅に面した駐車場がございますが、前向き駐車などの対策を講じる予定でしょうか。

[参考人]

現時点では講じる予定はございませんが、要望があれば対応します。

[東渕会長]

その他ご意見ご質問はありませんか。

その他ご質問等ないようですので、参考人は退出いただいて結構です。

—参考人退出—

[東渕会長]

当審議会としての意見をとりまとめたいと思います。ご意見等はございませんか。

それでは、この届出案件につきましては、周辺地域の生活環境の保持のための合理的な範囲での配慮がなされていることから、設置者に対し法に基づく意見はない旨、知事に答申することとしてよろしいでしょうか。

なお、答申の手続については、会長に一任していただくことをご了解願います。

—全員了解—

[東渕会長]

次に「スーパーセンタートライアル松山空港通り店」の新設届出について審議します。
参考人の入室をお願いします。

—参考人入室—

[東渕会長]

では、事務局に説明を求めます。

[事務局]

—資料7～12ページの主な内容について説明—

○ 駐車場の収容台数、荷さばき及び廃棄物関係については、指針の基準値を満たしている。

駐輪場の収容台数については、指針の参考値を下回るもの、既存類似店舗の実績データを基に算出した必要台数7台を充足している。

○ オープン時や繁忙時には、交通整理員を配置する。

○ 騒音については、4地点で予測・評価を実施。

等価騒音レベルについては、昼間・夜間ともに全ての予測地点で環境基準値以下となった。

夜間の騒音発生源ごとの最大値については、c、d地点で搬出入車両扉開閉音、搬出入車両座席扉開閉音、搬出入車両エンジン始動音及び来客・搬出入車両走行音により基準値を超過した。そのため、基準値を超過した車両走行音について実測値を用いて再予測を行ったところ、いずれの地点も基準値を超過した。

基準値を超過した騒音発生源について、近接する建物側において再予測を行ったところ、D地点で基準値を超過した。

以上、設置者の対応状況を検討したところ、届出事項の内容は指針等を満たしており、現時点で考えられる合理的な範囲内で騒音及び交通安全等に対する必要な対策は講じてい

ると認められる。また、一般住民等及び松山市からの法に基づく意見はないことから、事務局としては、設置者に対し、法に基づく「県の意見はなし」と回答したいと考えている。

なお、本日欠席の有光委員、竹下委員から事前に意見等をいただいているので報告させていただく。

《有光委員の質問》

- ・出入庫に関し、次のような懸念はないか。
 1. 出入口1に左折で入庫する車両
 2. 出入口1から右折で出庫する車両と右折で入庫する車両及び東から西へ直進する車両との干渉

《竹下委員の意見》

- ・地元説明会でも質問があった、光の影響と夜間の荷捌きについては、近隣からの苦情がないように進めていただきたい。
- ・出入口2付近は交差点もあるため、右折出庫しないような工夫をしてほしい。

[東渕会長]

それでは、有光委員、竹下委員からいただいたご意見等について、参考人に回答を求めます。

[参考人]

出入口1につきましては、誘導上は右折入庫としていますが、メインの出入口として想定しており、左折入庫もあるものと考えております。

また、出入口1に右折入庫する車両については対向交通量を踏まえて検証した結果、支障はないとの結果になりました。右折出庫する車両についても、交差点から距離があり、問題ないと考えています。出入口2については、交差点が近いことから左折での入出庫を案内しますが、敷地内の構造から、利用される一般車両はほとんどないものと考えています。出入口1ですべての車両が右折入出庫した場合も、通過交通に与える影響は基本的にないと考えています。

地元説明会でも質問のありました光の影響につきましては、住居に面していないため、あまり影響はないと考えています。場内に設置される照明灯についても、基本的に駐車場を下向き照射となり、多少漏れる光はあると思いますが、歩道内に納まる配置になりますので、直接的な影響はないと考えています。

出入口2については、ご指摘のとおり対応します。

[東渕会長]

ただいまの回答につきまして、ご意見ご質問等ございませんでしょうか。

[倉内委員]

現在、前面道路は外環状線の工事で車線運用を広域的に変更しており、松山空港を出発したバスがJR松山駅に到着するまでに10分から15分の遅れが常態的に発生するなど、混雑しています。退店に際して影響はないとのことです。既に対処できないような状況になっていますので、そのような点で影響はあると認識していただきたいと思います。特に交差点1や南吉田交差点、北吉田交差点などは混雑しているので、前面道路についてあまり影響はないように見えますが、広域にかなりの影響があるとの認識を持っていただければと思います。特に開店時は大変な混雑が予測されますので、相当な対策を講じていただく必要があると思います。日常的に国土交通省や市に対してかなり苦情が発生してい

る箇所になりますので、ご留意いただければと思います。

ご指摘もありましたように、出入口 1 から右折出庫する際に、ゼブラ帯を無視して右折するために速度を上げ、そこで事故が発生するリスクもありますので、注視していただきたい。

私も出入口 2 から右折出庫する車両が発生すると非常に危険性が高いと思います。業務用車両専用とすることはできないのでしょうか。

[参考人]

実際の運用としては、そのようになると思います。開店後の状況を見て対応を検討したいと思います。

[倉内委員]

そうしていただければと思います。混雑している方が事故の発生リスクは低いですが、緩和されると危険性が高くなりますので、十分配慮していただければと思います。国土交通省や警察と協力して、信号現示を秒単位で調節しながら渋滞緩和に努めている箇所になりますので、十分配慮していただければと思います。

[東委員]

身障者用駐車場を利用する車両の動線については出入口 2 を使用した方がスムーズかと思いますがいかがでしょうか。

[参考人]

西方面から来店される方は出入口 2 から入店され、東方面から来店される方は出入口 1 を利用されるものと考えています。出入口 2 を利用される車両が多く、混雑が発生した場合は、出入口 2 を業務用車両専用とすることになると考えています。

[東渕会長]

ただいまの説明につきまして、ご意見やご質問はありませんか。

その他、ご意見ご質問等ございませんでしょうか。

[東委員]

図面⑬の右上の駐車マス 2 台分について、かなり狭くなっていますが運用上問題ないでしょうか。

[参考人]

ご指摘のとおり利用できなくなるかと思いますので、どちらかを軽枠に変更し、利用できるように調整いたします。

[福島委員]

24 時間営業とのことです、店内全体が 24 時間購入可能でしょうか。

[参考人]

基本的にはすべて 24 時間購入可能ですが、薬品を扱うコーナーについては、薬事法により販売員が不在の場合に販売不可となるため、時間制限を設ける可能性があります。既存店でも、午前 9 時から午後 9 時までといった運用としている店舗もございます。

[東渕会長]

その他、ご意見ご質問等ございませんでしょうか。

その他ご質問等ないようですので、参考人は退出いただいて結構です。

－参考人退出－

[東渕会長]

それでは、当審議会としての意見をとりまとめたいと思います。ご意見等はございませんか。

それでは、この届出案件につきましては、周辺地域の生活環境の保持のための合理的な範囲での配慮がなされていることから、設置者に対し法に基づく意見はない旨、知事に答申することとしてよろしいでしょうか。

なお、答申の手続については、会長に一任していただくことをご了解願います。

－全員了解－

[東渕会長]

続きまして、次回以降の審議案件及びフォローアップ手続きについて、事務局に説明を求めます。

[事務局]

－資料 13～14 ページの主な内容について説明－

○次回以降の案件の説明

- ・審議会案件は、「クスリのアオキ神押店（西条市）」、「コメリハード&グリーン今治店（今治市）」、「ドラッグコスモス西条大町店（西条市）」、「ラ・ムー川之江店」の新設が4件予定されている。

- ・県の意見提示期限については、「クスリのアオキ神押店（西条市）」及び「コメリハード&グリーン今治店（今治市）」が令和8年2月25日まで、「ドラッグコスモス西条大町店（西条市）」が令和8年3月4日まで、「ラ・ムー川之江店（四国中央市）」が令和8年6月8日までとなっている。

○フォローアップ調査について

- ・「ラ・ムー四国中央店（四国中央市）」について、設置市町が実施した実態調査の結果及び店舗設置者の自己評価の結果について報告があり、周辺生活環境への問題は発生しておらず、周辺住民からの苦情も発生していないため、問題なし。

[東渕会長]

ただいまの説明について、ご意見、ご質問はありませんか。

[事務局]

以上をもちまして愛媛県大規模小売店舗立地審議会を終了いたします。本日はありがとうございました。

○閉　　会（11:10 終了）

議事録署名人

印